

第 29 回田辺市スポーツ賞

問合せ スポーツ振興課 市民スポーツ係 (☎ 0739-25-2531)



スポーツ顕彰

市民や市出身の方で、スポーツ振興に貢献された方や国内・国際スポーツ大会に出場し、優秀な成績を収めた方又はこれに準ずる方

【個人の部・1名】

■少林寺拳法 惠中崇敬（東京都調布市「出身地…上の山」）
明治大学1年

■大会名

◇少林寺拳法創始70周年記念2017少林寺拳法世界大会
・男子一般組演武 三段の部（1位）

◇少林寺拳法創始70周年記念第51回少林寺拳法全日本学生大会
・男子組演武 三段の部（4位）
・団体演武の部（4位）

スポーツ賞

全国規模のスポーツ大会に出場し優勝した方又はこれに準ずる方

【個人の部・5名】

■少林寺拳法 水永章・谷口藍梨

■柔道 高野大地

■卓球 後悠太

■水泳 曾輪貴博

【団体の部・5団体】

■神島高等学校少林寺拳法部（女子）
森下真代・阪本祐華

■熊野高等学校少林寺拳法部（女子）
太田安香・芝田葵

■神島高等学校カヌー部（男子）
木下慶・楠本拓海・宮森幹昇

■神島高等学校カヌー部（男子）
上村倅太郎・脇中孝成

■神島高等学校カヌー部（女子）
小倉陽・高垣未結・小林実央

スポーツ奨励賞

全国規模のスポーツ大会に出場し優秀な成績を収めた方

【個人の部・15名】

■陸上 松場文哉

第 28 回 南方熊楠賞

問合せ 南方熊楠顕彰会事務局 (☎ 0739-26-9909)



「南方熊楠賞」は、国内外を問わず、熊楠翁の研究対象であった博物学的分野・民俗学的分野の研究に顕著な業績のあった研究者に贈られるもので、第28回受賞者は、人文の部より、櫻井治男氏（皇學館大学大学院特別教授）が選考されました。



櫻井 治男 氏

略歴

1949年 3月 京都府生まれ
1971年 3月 皇學館大学 文学部 国文学科 卒業
1973年 3月 皇學館大学大学院 文学研究科 修士課程 国文学専攻 修了
1973年 4月 皇學館大学 文学部 助手
1982年 4月 芦屋大学 非常勤講師
1984年 4月 皇學館大学 神道研究所 助教授
1985年 9月 ケンブリッジ大学 CLARE HALL Visiting Fellow
1988年 4月 三重大大学 非常勤講師
1993年 4月 皇學館大学 文学部 教授
1995年 4月 皇學館大学 神道研究所長
1998年 4月 皇學館大学 社会福祉学部 教授
2005年 4月 皇學館大学 社会福祉学部長
2006年 4月 北海道大学 非常勤講師
2014年 4月 皇學館大学 特別教授
2017年 4月 皇學館大学大学院 特別教授

■選考理由（抜粋）

神社合祀問題について、三重県下を主なフィールドワークの対象として「行政村」単位での合祀の事情を具体的に明らかにするとともに、従前ほとんど注目されていなかった、合祀後の地域社会の様相や祭礼行事の持続と変容の内容を解明することに独自の視点を据えて、その結論を導き出している。

■南方熊楠賞受賞コメント（原文）

幼い頃、近くのお宮が遊び場であった私にとって、第二室戸台風（昭和36年）で悲鳴をあげながら木々の枝が折れる鎮守の森のことは今も忘れられません。その森が後年、境内地利用のため伐採されようとした時、地域住民の中止活動に少し関わったことは、南方熊楠翁のことが念頭にあったからだと思います。明治末期の神社合祀反対運動で国の政策を動かす程の活動をした翁の足元には到底及びませんが、地域神社の調査研究を行ってきた私にとって、その存在は折にふれ気になるところでした。熊楠翁は、天・地・人の諸事象を注意深く見つめ、根気よくその動きや働きを観察し、記録をとり、考えをめぐらし続けた人物だと思います。私の営みは、その極わずかな事柄に目を向けることしか出来ていませんが、地域に密着しつつ、小さな森の姿を丹念に見続けることで、新たな視野を広げて行ければと願っています。この度、すばらしい賞をいただきましたこと、思いがけないことで身が引き締まりますとともに、厚く御礼を申し上げます。

■南方熊楠賞記念特別公開

南方熊楠賞を記念して授賞式当日（5月12日㊥）は、南方熊楠邸の観覧料が無料になります。

南方熊楠顕彰館は、14時30分で閉館（最終入館14時）しますが、南方熊楠邸は、17時（最終入場16時30分）まで、ご覧いただけます。

■南方熊楠賞授賞式・受賞記念パーティー

【授賞式】 ㊥ 5月12日㊥ 13時30分 ㊥ 紀南文化会館「小ホール」 ㊥ ◇授賞式 ◇ 櫻井氏 記念講演 『お宮の合祀と「神社復祀」』 ㊥ 200名[先着]（要申込み）	【受賞記念パーティー】 ㊥ 5月12日㊥ 17時 ㊥ 南方熊楠顕彰館 ㊥ 60名[先着]（要申込み） ㊥ 3,000円 ※授賞式、記念パーティーともに、上記へ電話でお申し込みください。
--	--

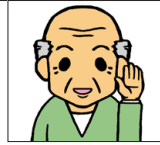


▲受賞者の皆さん（3月4日㊥表彰式）

大木信弥・羽根颯人・前岩蒼人・小山竜生・露詰健一朗・朽崎昌志
■田辺工業高等学校体操部
高田佑貴・木本大晴・今岡一斗・中開紀・中虹太
■熊野高等学校空手道部
澤辺美寿々・澤辺千鶴
■田辺体操教室
笹村昌宏・柴田快輝・新藤大知・柴田翔仁・嶋津尚弥・岩本将広

介護保険制度の見直しを行います

問合せ やすらぎ対策課 介護保険係 (☎ 0739-26-4931)



介護保険制度の運営に必要な費用は、3年を1期とする介護保険事業計画期間内に必要と見込まれる費用の約50%を税金(国費20%、県費12.5%、市費12.5%、調整交付金5%)、残りを第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40歳～64歳で医療保険に加入されている方)の保険料で賄われています。第1号・第2号被保険者の保険料負担率は、計画期間内の全国の第1号・第2号被保険者の推計人数の比率により決まります。第2号被保険者の保険料は、全国の介護サービス費用見込額に基づき、加入している医療保険者ごとに決まりますが、第1号被保険者の保険料基準額(以下、基準額)は、その地域(保険者)ごとに、計画期間内の介護サービス費用見込額に基づき算定されます。介護サービスが充実し介護サービス費が増加すると、第1号被保険者の皆さんに負担していただく基準額を引き上げる必要が生じます。

第7期介護保険事業計画期間(平成30～32年度)の基準額は、第1号被保険者負担率の見直し(22%↓23%)、介護サービスの充実により全国的に引き上げられます。市でも、それらに加えて介護サービスを利用される方の増加等により、介護給付費の増加が見込まれることから、第7期介護保険事業計画期間の基準額を月額6037円から6570円に引き上げます。介護保険制度を安定的に持続させるために見直されたものでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

■第1号被保険者介護保険料段階ごとの保険料額の見直し(4月～)

段階	要件			保険料率	保険料額(年間)	
					第6期	第7期
1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金又は本人年金収入等80万円以下の方			×0.5	3万6,200円(※1)	3万9,400円(※2)
2	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人年金収入等80万円超120万円以下の方	×0.75	5万4,300円	5万9,100円
3			本人年金収入等120万円超の方	×0.75	5万4,300円	5万9,100円
4		世帯課税	年金収入等80万円以下の方	×0.9	6万5,100円	7万1,000円
5			年金収入等80万円超の方	×1	7万2,400円	7万8,800円
6	本人が市民税課税	前年の合計所得金額(※3)が120万円未満の方		×1.2	8万6,800円	9万4,600円
7		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満(第6期は120万円以上190万円未満)の方		×1.3	9万4,100円	10万2,500円
8		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満(第6期は190万円以上290万円未満)の方		×1.5	10万8,600円	11万8,300円
9		前年の合計所得金額が300万円以上(第6期は290万円以上)の方		×1.7	12万3,000円	13万4,000円

※1 第6期の第1段階の方は、公費による負担軽減により平成27～29年度の実際の料率は0.45(3万2,500円)

※2 平成30年度の第1段階の方は、公費による負担軽減により実際の料率は0.45(3万5,500円)

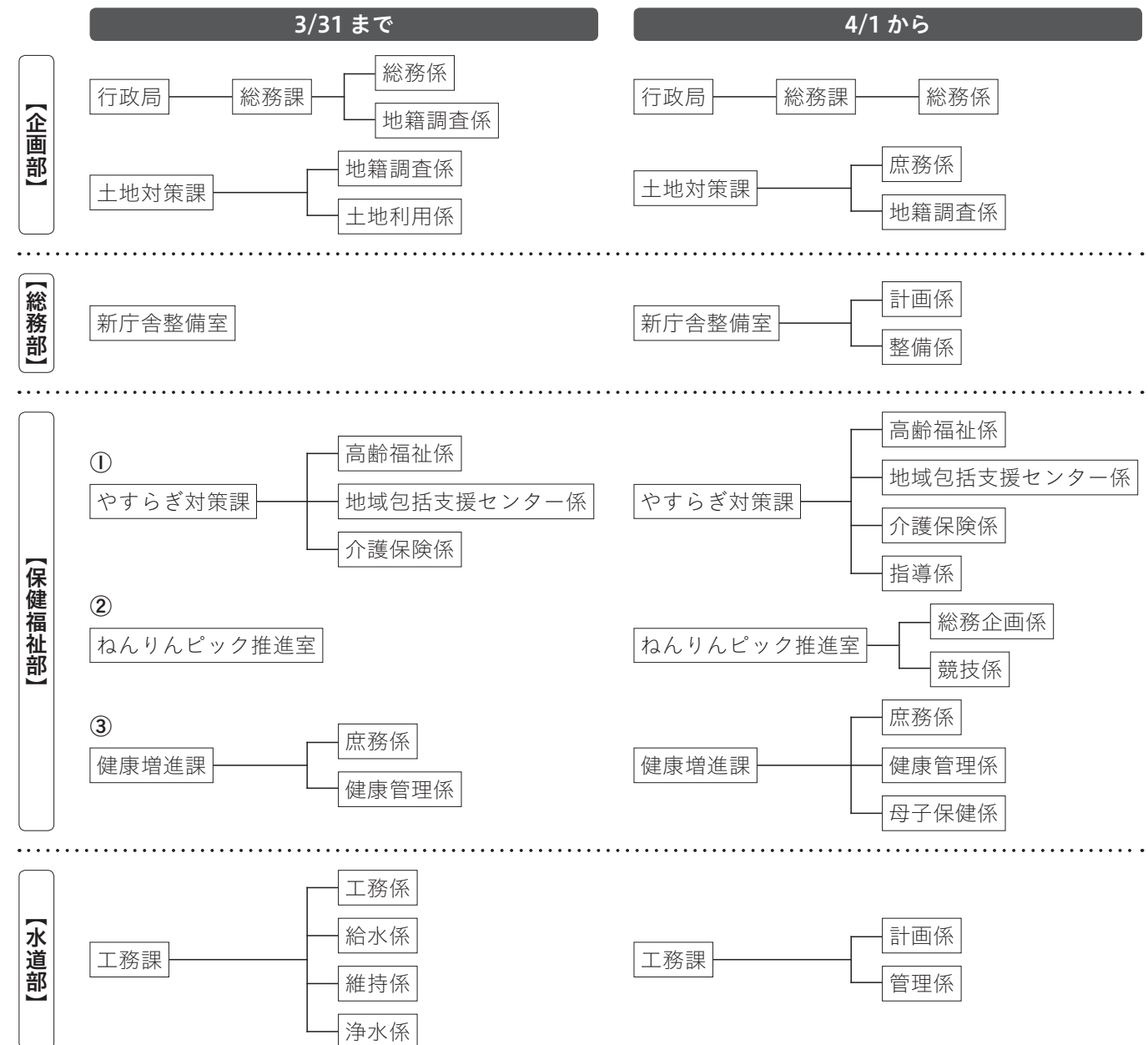
※3 平成30年度から介護保険料段階を判定する基準のうち、「合計所得金額」については「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」になります。

介護保険では、高額介護サービス費により、月単位で上限を設けて負担を軽減していますが、年間の介護保険利用料と医療費の自己負担額が一定の限度額を超

えた場合でも、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。8月から70歳以上の所得区分が変更され、限度額が変更されます。

4月1日から市役所の行政機構が一部変わります

問合せ 総務課 人事係 (☎ 0739-26-9916)



【企画部】 地籍調査に係る成果品の品質向上のための調査手法の高度化、更なる事務事業の合理化を図るため、各行政局総務課の地籍調査係を廃止し、土地対策課地籍調査係に統合するとともに庶務係を設置し、地籍調査係の庶務事務と土地利用係の業務を行います。

【総務部】 新庁舎の整備を推進するため、新庁舎整備室内に計画係と整備係を設置します。

【保健福祉部】 ①権限委譲に伴う居宅介護支援事業所の指定・指導業務について、関係市町(白浜町・みなべ町・上富田町・すさみ町)による共同実施のため、やすらぎ対策課に指導係を新設します。

②第32回全国健康福祉祭(ねんりんピック)の開催に向けた取組を強化するため、ねんりんピック推進室に総務企画係と競技係を設置します。

③成人保健、母子保健事業を明確にし、業務の効率化を図るため、健康増進課健康管理係を健康管理係と母子保健係の2係に分割します。

【水道部】 業務の効率化を図るため、工務課にある工務係・給水係・維持係・浄水係を、水道施設の総合計画や給水装置工事の監督及び検査等を行う部門としての計画係と、水道施設の新設改良工事の設計及び施工監督や施設の維持管理を行う部門としての管理係に再編します。

きれいで豊かな水環境保全のために

問合せ 環境課 生活排水係 (☎ 0739-26-9927)



【浄化槽の適正な維持管理】

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置です。浄化槽を正しく管理しないと、処理能力が低下し、汚れたままの水を川や海に流してしまい、悪臭や水質汚濁の原因となります。そのため、浄化槽を使用される方（浄化槽管理者）には、法律で3つの義務が定められています。浄化槽を管理するため、必ず次の3つを行ってください。

① 保守点検（浄化槽法10条）
浄化槽の機能を維持するためには、定期的に機能の診断やモーターの点検、消毒剤の点検・補給、汚泥の調整・移送等を実施する必要があります。これを「保守点検」と言います。保守点検は県の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。



② 清掃（浄化槽法10条）

浄化槽中の微生物が排水を浄化する過程で、不要物として汚泥が溜まっていきます。そのため、定期的に汚泥の引抜や装置の洗浄が必要です。これを「清掃」と言います。一般家庭の浄化槽では、年に1回以上の清掃を行わなければなりません。清掃は市の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼してください。



③ 法定検査（浄化槽法11条）

保守点検と清掃により浄化槽が正常に働いていることを確認するため、年に1回、法定検査を受検し、浄化槽の機能の診断を受けなければなりません。検査は県の指定検査機関（公益社団法人和歌山県水質保全センター ☎ 073-43216433）に依頼してください。検査の結果は市に報告され、市

は必要に応じて助言・指導を行います。



【浄化槽に関する届出】

浄化槽を使用開始（再開）、休止・廃止をする場合や浄化槽管理者に変更があった場合などは、上記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ届出書を提出してください。

【田辺市浄化槽設置整備事業費補助金について】

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、水環境を保全するため、住宅等への浄化槽の設置について補助金制度を設けています。

市内の下水道、集落排水等の排水処理施設の整備をしていない地域で、住宅等に浄化槽を設置する方

■補助金額

浄化槽の設置に要した費用を補助します。ただし、浄化槽の

規模（人槽）や種類ごとに上限額があります。

■単独浄化槽からの転換

■補助金の上限額

人槽区分	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽
5人槽	33万2,000円	38万円
7人槽	41万4,000円	46万2,000円
10人槽	54万8,000円	59万6,000円

※11人槽以上については、お問い合わせください。

単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）を撤去し、合併処理浄化槽（全ての生活排水を処理する浄化槽）を設置する場合、上記の補助金に加え、単独処理浄化槽の撤去費用に対し9万円を上限として補助を行います。

■補助金の申請について
補助金を受給するには、浄化槽設置工事を行う前に申請書を提出し、交付決定を受けることが必要です。

※申請方法・受給要件等、詳しくは、上記へお問い合わせください。

不良空家等の解体補助を募集します

問合せ 下記参照



▶▶不良空家の例



市内にある著しく危険と認定された不良空家等の解体撤去を行う方に、補助金を交付します。

■不良空家等の所有者やその相続人などで、市税の滞納のない方

■補助金額 不良空家等の解体工事に要する金額の3分の2。ただし、上限50万円。

※平成30年度は10件程度の予定です。

※危険性の高い空家等が優先されます。

■事前に田辺市不良空家等認定を受ける必要があります。下記又は各行政局産業

建設課（19ページ参照）へ、申請書を提出してください。申請書は、左記で配布しています。

市職員が建物の腐朽・破損等の程度を調査し、採点が100点以上となると、認定されます。

◆不良空家等認定申請期間
4月2日（月）～5月11日（金）

◆解体補助金交付申請期間
6月1日（金）～
※解体撤去工事を平成31年2月28日（木）までに終了することが条件となります。

■建築課 建築係（社会福祉センター1階）
☎ 0739（26）9935

熊野古道なかへち美術館開館 20 周年 記念展・特別公開を開催します

問合せ 市立美術館 (☎ 0739-24-3770)



▶野長瀬晩花《新芽ふく頃》1918年頃（②で展示）



① 4月21日（土）～7月1日（日）
10時～17時（入館は16時30分まで）
※毎週（ただし、4月30日は開館）・5月1日（土）
② 熊野古道なかへち美術館
③ 熊野古道なかへち美術館
④ 熊野古道なかへち美術館
⑤ 熊野古道なかへち美術館
⑥ 熊野古道なかへち美術館
⑦ 熊野古道なかへち美術館
⑧ 熊野古道なかへち美術館
⑨ 熊野古道なかへち美術館
⑩ 熊野古道なかへち美術館
⑪ 熊野古道なかへち美術館
⑫ 熊野古道なかへち美術館
⑬ 熊野古道なかへち美術館
⑭ 熊野古道なかへち美術館
⑮ 熊野古道なかへち美術館
⑯ 熊野古道なかへち美術館
⑰ 熊野古道なかへち美術館
⑱ 熊野古道なかへち美術館
⑲ 熊野古道なかへち美術館
⑳ 熊野古道なかへち美術館
㉑ 熊野古道なかへち美術館
㉒ 熊野古道なかへち美術館
㉓ 熊野古道なかへち美術館
㉔ 熊野古道なかへち美術館
㉕ 熊野古道なかへち美術館
㉖ 熊野古道なかへち美術館
㉗ 熊野古道なかへち美術館
㉘ 熊野古道なかへち美術館
㉙ 熊野古道なかへち美術館
㉚ 熊野古道なかへち美術館
㉛ 熊野古道なかへち美術館
㉜ 熊野古道なかへち美術館
㉝ 熊野古道なかへち美術館
㉞ 熊野古道なかへち美術館
㉟ 熊野古道なかへち美術館
㊱ 熊野古道なかへち美術館
㊲ 熊野古道なかへち美術館
㊳ 熊野古道なかへち美術館
㊴ 熊野古道なかへち美術館
㊵ 熊野古道なかへち美術館
㊶ 熊野古道なかへち美術館
㊷ 熊野古道なかへち美術館
㊸ 熊野古道なかへち美術館
㊹ 熊野古道なかへち美術館
㊺ 熊野古道なかへち美術館
㊻ 熊野古道なかへち美術館
㊼ 熊野古道なかへち美術館
㊽ 熊野古道なかへち美術館
㊾ 熊野古道なかへち美術館
㊿ 熊野古道なかへち美術館



▶渡瀬凌雲《秋立つ春日野》
1952年（①で展示）

長瀬晩花と渡瀬凌雲の作品を特別公開します。

① 250円（200円）
② 無料
※（一）内は団体割引料金、学生及び18歳未満の方は無料です。

【展示解説会】
5月19日（土）・6月23日（土）
14時～
市立美術館